

防 監 第 1 号
2 9 . 1 . 4
一部改正 防 監 第 3 4 7 号
令和 4 年 1 0 月 2 1 日

総務課長 殿
統括監察官

防衛監察監
(公印省略)

防衛監察本部における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目的

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令（平成 28 年防衛省訓令第 73 号。以下「訓令」という。）第 8 条の規定に基づき、防衛監察本部における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用通達 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人服（事）第 465 号。28. 12. 28）をいう。
- (2) 職員 防衛監察本部に勤務する事務官、技官、自衛官及び非常勤職員をいう。
- (3) 監督者 職員を監督する地位にある者（主任及び係員を除く。）で、他の職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含むものとする。
- (4) 相談員 訓令第 7 条第 1 項における苦情相談を受ける職員をいう。
- (5) 妊娠等に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。

3 不利益取扱いの禁止

職員は、妊娠等に関するハラスメントに関する苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力等により、いかなる不利益も受けない。

4 職員の責務

職員は、運用通達第4項に定める指針に従い、妊娠等に関するハラスメントをしないように注意しなければならない。

5 監督者の責務

監督者は、良好な職場環境を確保するため、次に掲げる事項に留意して、妊娠等に関するハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、妊娠等に関するハラスメントに関して監督する職員の言動に十分な注意を喚起し、妊娠等に関するハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 妊娠等に関するハラスメントが職場に生じていないか、また生じるおそれがないか、監督する職員の言動、勤務態度等に十分な注意を払うこと。
- (3) 妊娠等に関するハラスメントに関する苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力等により、当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払うこと。
- (4) 職員から妊娠等に関するハラスメントに関する苦情相談があった場合、又は監督者自ら妊娠等に関するハラスメントに関する問題等を把握した場合は、速やかに相談員に通報及び相談を行う等迅速かつ適切に対処すること。
- (5) 妊娠等に関するハラスメントが現に行われている場合は、迅速かつ適切にその行為を制止し、及びその状態を解消するとともに、再発防止に努めること。
- (6) 苦情相談への対応に当たり、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

6 教育等

- (1) 総務課長は、妊娠等に関するハラスメントの防止及び妊娠等に関するハラスメントが生じた場合の対応を図るため、職員に対して必要な教育、研修等（以下「教育等」という。）を実施するものとする。
- (2) 総務課長は、妊娠等に関するハラスメントの防止及び妊娠等に関するハラスメントが生じた場合に関しその求められる役割について理解させるため、監督者及び相談員に対して、定期的な教育等を実施するものとする。

7 相談員の指名等

- (1) 相談員は、副監察監、総務課長、統括監察官及び総務課長の指名する職員とする。

- (2) 総務課長が新たに相談員を指名する場合又は指名を解く場合は、別紙様式第1により行うものとする。
- (3) 指名した相談員については、別紙様式第2により防衛監察本部内に周知するものとする。

8 苦情相談への対応

- (1) 相談員は、職員から苦情相談の申出があった場合には、運用通達別紙第2「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に定めるところに従い、速やかに苦情相談を実施する日時及び場所を指定するとともに、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言並びに当事者間のあっせん等を自ら行い、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- (2) 相談員は、苦情相談への対応に当たり、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は総務課長が定める。

別紙様式第1

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

総務課長

指 名 (取 消) 書

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する
訓令（平成28年防衛省訓令第73号）第7条第1項に規定する相談

員〔に指名する。
の指名を取り消す。〕

相 談 員 名 簿

(年 月 日)

所属等	階級 氏名
副監察監	
総務課長	
統括監察官	
総務課長の指名する者	総務課
	統括監察官付